

【本人請求の場合】

個人情報開示請求の際に必要な本人確認のための書類について

1 請求書を持参して請求する場合

次に掲げる本人確認書類からいずれか1つを提示してください。

運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、国民健康保険の被保険者証、後期高齢者医療保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、共済組合員証、恩給証書、児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等

2 請求書を郵送して請求する場合

以下の2つを同封してください。

- ・上記1の中から1つの写し
- ・住民票の写し（30日以内に発行されたもの）

※ただし、災害による一時的転居、海外長期滞在等のやむを得ない理由により、住民票の写しを提出できない場合又は住民票の写しに記載された住所と開示請求書に記載された住所若しくは居所が異なる場合においては、住民票の写しに代えて次に掲げるいずれかの書類であって、開示請求書に記載された住所又は居所と記載が一致するものにより確認するものとする。

- (ア) 在外公館が発行する在留証
- (イ) 開示請求書に記載された氏名及び住所又は居所が明示された配達済みの郵便物
- (ウ) 開示請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書、宿泊証明書その他居住の事実を証するもの住民票の写しを準備できない場合は以下のいずれかを送付ください。ただし、いずれも30日以内に発行されたものに限りです。

- ・住民票記載事項証明書
- ・入居する施設が発行する居住証明書等

- ・開示請求書に記載された氏名及び住所若しくは居所が明示された配達済の郵便物（消印のあるものに限ります。）の複写物
- ・開示請求書に記載された氏名及び住所若しくは居所が明示された公共料金の領収書等の複写物

【代理人(個人)による請求の場合】

個人情報開示請求の際に必要な本人確認のための書類について

1 請求書を持参して請求する場合

請求書とあわせて、次の(1)及び(2)の書類を提示又は提出してください。

【法定代理人の場合】

(1) 代理人自身の証明書

次に掲げる本人確認書類からいずれか1つを提示してください。

運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、国民健康保険の被保険者証、後期高齢者医療保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、共済組合員証、恩給証書、児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等

(2) 代理人であることの証明書（1種類）

ア 親権者・未成年後見人の場合

戸籍謄本 戸籍抄本 家庭裁判所の証明書

イ 成年後見人の場合

後見登記等に関する法律第10条の登記事項証明書 家庭裁判所の証明書

【任意代理人の場合】

(1) 代理人自身の証明書

法定代理人の場合と同じ

(2) 代理人であることの証明書

委任状

※実印を押印し、印鑑登録証明書を添付するか、委任者の本人確認書類を添付してください。

2 請求書を郵送して請求する場合

【法定代理人の場合】

上記1の(1)の書類の写し、住民票の写し(30日以内に発行されたもの)(※)及び(2)の書類を同封してください。

※住民票の写しを準備できない場合は以下のいずれかを送付ください。ただし、いずれも30日以内に発行されたものに限ります。

- ・住民票記載事項証明書
- ・入居する施設が発行する居住証明書等
- ・開示請求書に記載された氏名及び住所若しくは居所が明示された配達済の郵便物(消印のあるものに限ります。)の複写物
- ・開示請求書に記載された氏名及び住所若しくは居所が明示された公共料金の領収書等の複写物

【任意代理人の場合】

上記1の(1)の書類の写し、住民票の写し(30日以内に発行されたもの)(※)及び(2)の書類を同封してください。

※住民票の写しを準備できない場合は以下のいずれかを送付ください。ただし、いずれも30日以内に発行されたものに限ります。

- ・住民票記載事項証明書
- ・入居する施設が発行する居住証明書等
- ・開示請求書に記載された氏名及び住所若しくは居所が明示された配達済の郵便物(消印のあるものに限ります。)の複写物
- ・開示請求書に記載された氏名及び住所若しくは居所が明示された公共料金の領収書等の複写物

【代理人(法人)による請求の場合】

個人情報開示請求の際に必要な本人確認のための書類について

1 請求書を持参して請求する場合

請求書（法人の代表社印の押印が必要）とあわせて、次の(1)及び(2)の書類を提示又は提出してください。

【法定代理人の場合】

(1) 代理人である法人自体の証明書

名称・本店か主たる事務所の所在地の記載のある、次に掲げる書類（1種類）

（※記載されている名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が、開示請求書に記載の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名と同一であるものに限りします。）

ア 代表者印の印鑑登録証明書

イ 法人設立の登記簿の謄本又は抄本

ウ 法令に基づき官公庁から送付を受けた許可書、認可書、承認書など

(2) 代理人であることの証明書

後見登記等に関する法律第10条の登記事項証明書

【任意代理人の場合】

(1) 代理人である法人自体の証明書

名称・本店か主たる事務所の所在地の記載のある、次に掲げる書類（1種類）

（※記載されている名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が、開示請求書に記載の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名と同一であるものに限りします。）

ア 代表者印の印鑑登録証明書

イ 法人設立の登記簿の謄本又は抄本

ウ 法令に基づき官公庁から送付を受けた許可書、認可書、承認書など

(2) 代理人であることの証明書

委任状

2 請求書を郵送して請求する場合

【法定代理人の場合】

上記1の(1)の書類の写し及び(2)の書類を同封してください。

【任意代理人の場合】

上記1の(1)の書類の写し及び(2)の書類を同封してください。